

資料2

行政庁に対して勧告をすることができる審議会等について

平成25年11月21日 内閣府

審議会等名	勧告に関する規定	勧告の有無 (過去3年) (平成22年度～ 平成24年度)
公害等調整委員会 (国家行政組織法第3条第2項に規定する委員会)	<p>○<u>鉱業法第15条第2項</u> 公害等調整委員会は、前項の規定による禁止をした場合において、その鉱区禁止地域内における同項の規定により指定された鉱物の掘採が著しく公共の福祉に反するようになつていると認めるときは、経済産業大臣に対し、その鉱区禁止地域内に存する当該鉱物を目的とする鉱業権について第53条の規定による処分をすべきことを勧告することができる。</p>	無
運輸安全委員会 (国家行政組織法第3条第2項に規定する委員会)	<p>○<u>運輸安全委員会設置法第26条第1項</u> 委員会は、事故等調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について国土交通大臣に勧告することができる。</p>	有
原子力規制委員会 (国家行政組織法第3条第2項に規定する委員会)	<p>○<u>原子力規制委員会設置法第4条第2項</u> 原子力規制委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、原子力利用における安全の確保に関する事項について勧告し、及びその勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。</p>	無
障害者政策委員会	<p>○<u>障害者基本法第32条第2項第3号</u> 障害者基本計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。</p>	無
消費者安全調査委員会	<p>○<u>消費者安全法第32条第1項</u> 調査委員会は、事故等原因調査等を完了した場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、内閣総理大臣に対し、生命身体被害の発生又は拡大の防止のため講ずべき施策又は措置について勧告することができる。</p>	無
消費者委員会	<p>○<u>消費者安全法第43条第1項</u> 消費者委員会は、消費者、事業者、関係行政機関の長その他の者から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができる。</p>	無

食品安全委員会	<p>○<u>食品安全基本法第23条第3号</u> 前号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。</p> <p>○<u>食品安全基本法第23条第4号</u> 第2号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。</p>	無
---------	---	---

原子力委員会	<p>○<u>原子力委員会設置法第24条</u> 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。</p>	無
国土審議会	<p>○<u>国土調査法第12条第2項</u> 国土審議会は、必要に応じて、国土調査に関し、国土交通大臣に勧告し、及び国土交通大臣を通じて関係各行政機関の長に意見を申し出ることができる。</p>	無
	<p>○<u>国土形成計画法第4条</u> 国土審議会は、国土形成計画及びその実施に関し必要な事項について調査審議し、その結果を国土交通大臣に報告し、又は勧告する。</p>	
宇宙政策委員会	<p>○<u>内閣府設置法第38条第3項</u> 宇宙政策委員会は、第1項各号に掲げる重要事項に関し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に対し、必要な勧告をすることができる。</p>	無

公認会計士・監査審査会	<p>○<u>公認会計士法第41条の2</u> 審査会は、第49条の4第2項又は第3項の規定に基づき第46条の12第1項、第49条の3第1項若しくは第2項又は第49条の3の2第1項若しくは第2項の規定による権限を行使した場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、公認会計士、外国公認会計士若しくは監査法人の第2条第1項の業務、外国監査法人等の同項の業務に相当すると認められる業務又は日本公認会計士協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣に勧告することができる。</p>	有
証券取引等監視委員会	<p>○<u>金融庁設置法第20条第1項</u> 委員会は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、預金保険法、資産の流動化に関する法律、社債、株式等の振替に関する法律又は犯罪による収益の移転防止に関する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）の規定に基づき、検査、報告若しくは資料の提出の命令、質問若しくは意見の徴取又は犯則事件の調査（次条において「証券取引検査等」という。）を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官に勧告することができる。</p>	有
公益認定等委員会	<p>○<u>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第46条第1項</u> 委員会は、前条第1項若しくは第2項の場合又は第59条第1項の規定に基づき第27条第1項の規定による報告の徴収、検査又は質問を行った場合には、公益法人が第29条第1項第2号若しくは第3号又は第2項各号のいずれかに該当するかどうかを審査し、必要があると認めるときは、第28条第1項の勧告若しくは同条第3項の規定による命令又は第29条第1項若しくは第2項の規定による公益認定の取消しその他の措置をとることについて内閣総理大臣に勧告をすることができる。</p>	無
	<p>○<u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第136条第1項</u> 委員会は、前条第1項若しくは第2項（第1号及び第4号を除く。）の場合又は第143条第1項の規定に基づき第128条第1項の規定による報告の徴収、検査若しくは質問を行った場合には、移行法人が第117条第2号に掲げる基準に適合するかどうかを審査し、必要があると認めるときは、第129条第1項の勧告若しくは同条第2項の規定による命令又は第131条第1項の規定による認可の取消しその他の措置をとることについて内閣総理大臣に勧告をすることができる。</p>	無

電波監理審議会	<p>○<u>電波法第99条の13</u> 電波監理審議会は、第99条の11に掲げる事項に関し、総務大臣に対して必要な勧告をすることができる。</p> <p>○<u>放送法第179条</u> 電波監理審議会は、第177条第1項各号の事項に関し、総務大臣に対して必要な勧告をすることができる。</p>	無
地方財政審議会	<p>○<u>総務省設置法第9条第2項</u> 地方財政審議会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に関し、総務大臣に対し、必要な勧告をすることができる。</p>	無
運輸審議会	<p>○<u>国土交通省設置法第15条第4項</u> 運輸審議会は、第1項に規定する事項に係る処分等及び第2項に規定する決定等に関し、職権により、又は利害関係人の申請に基づき、国土交通大臣に対し、必要な勧告をすることができる。</p>	無

国地方係争処理委員会	<p>○<u>地方自治法第250条の14第1項</u> 委員会は、自治事務に関する国の関与について前条第1項の規定による審査の申出があつた場合においては、審査を行い、相手方である国の行政庁の行つた国の関与が違法でなく、かつ、普通地方公共団体の自主性及び自立性を尊重する観点から不当でないと認めるときは、理由を付してその旨を当該審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び当該国の行政庁に通知するとともに、これを公表し、当該国の行政庁の行つた国の関与が違法又は普通地方公共団体の自主性及び自立性を尊重する観点から不当であると認めるときは、当該国の行政庁に対し、理由を付し、かつ、期間を示して、必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を当該普通地方公共団体の長その他の執行機関に通知し、かつ、これを公表しなければならない。</p>	
	<p>○<u>地方自治法第250条の14第2項</u> 委員会は、法定受託事務に関する国の関与について前条第1項の規定による審査の申出があつた場合においては、審査を行い、相手方である国の行政庁の行つた国の関与が違法でないと認めるときは、理由を付してその旨を当該審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び当該国の行政庁に通知するとともに、これを公表し、当該国の行政庁の行つた国の関与が違法であると認めるときは、当該国の行政庁に対し、理由を付し、かつ、期間を示して、必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を当該普通地方公共団体の長その他の執行機関に通知し、かつ、これを公表しなければならない。</p>	
	<p>○<u>地方自治法第250条の14第3項</u> 委員会は、前条第2項の規定による審査の申出があつた場合においては、審査を行い、当該審査の申出に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を当該審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び相手方である国の行政庁に通知するとともに、これを公表し、当該審査の申出に理由があると認めるときは、当該国の行政庁に対し、理由を付し、かつ、期間を示して、必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を当該普通地方公共団体の長その他の執行機関に通知し、かつ、これを公表しなければならない。</p>	
	<p>○<u>地方自治法第250条の19</u> 委員会は、国の関与に関する審査の申出があつた場合において、相当であると認めるときは、職権により、調停案を作成して、これを当該国の関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び相手方である国の行政庁に示し、その受諾を勧告するとともに、理由を付してその要旨を公表することができる。</p>	
電気通信紛争処理委員会	<p>○<u>電気通信事業法第162条第1項</u> 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項に関し、総務大臣に対し、必要な勧告をすることができる。</p>	無

再就職等監視委員会	<p>○<u>国家公務員法第106条の21第3項</u> 委員会は、内閣総理大臣に対し、この節の規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置について、勧告することができる。</p> <p>※この節とは「第8節 退職管理」をいう。</p>	無
社会保障審議会	<p>○<u>身体障害者福祉法第25条第4項</u> 社会保障審議会は、この条に規定する業務の運営について必要があると認めるときは、国又は地方公共団体の機関に対し、勧告をすることができる。</p>	無
中央建設業審議会	<p>○<u>建設業法第34条第2項</u> 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。</p>	有
外務人事審議会	<p>○<u>在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第8条</u> 審議会は、前条の調査報告書その他の資料により、たえず在勤手当の額を検討し、その改訂の必要があると認める場合には、適當と認める額を外務大臣に勧告することができる。</p>	有
衆議院議員選挙区画定審議会	<p>○<u>衆議院議員選挙区画定審議会設置法第2条</u> 審議会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとする。</p>	有
政策評価・独立行政法人評価委員会	<p>○<u>総合法律支援法第42条第4項</u> 準用通則法第32条第3項に規定する審議会は、支援センターの中期目標の期間の終了時において、その主要な事務及び事業の改廃に関し、法務大臣に勧告することができる。</p>	無
官民競争入札等監理委員会	<p>○<u>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第38条第2項</u> 委員会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に関し、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係する国の行政機関等の長等に対し、必要な勧告をすることができる。</p>	無